

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇話会、駐日欧州委員会代表部	
項目	銀行本体でのデリバティブ取引の規制緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券店頭デリバティブ取引で業として行う場合も現物決済を可とする取扱い</li> <li>・商品デリバティブ取引で差額決済に限らず、現物決済も可とする取扱い</li> <li>・株券関連のデリバティブ取引のポジション保有に関する規制の廃止</li> <li>・デリバティブの基礎となる資産を授受する権利も含め、デリバティブの店頭取引を認めること</li> </ul>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法第10条第2項第16条・証券取引法第65条第2項第7号</li> <li>・銀行法施行規則第13条の2第1項第5号</li> <li>・金融機関の証券業務に関する総理府令第45条</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「有価証券店頭デリバティブ取引」は一部取引を除いて差額決済に限定されている。</li> <li>・商品デリバティブ取引は差額決済に限定されている。</li> <li>・株券関連のデリバティブ取引に関してはポジション保有ができない。</li> <li>・銀行は、証券及び商品のデリバティブを店頭市場で取引することを認められているが、その基礎となる資産の授受は認められていない。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 1 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明) 銀行は、銀行法第10条により業務範囲が限定されており、現物の授受を伴う商品デリバティブ取引を業として行うことは銀行の業務範囲を逸脱することになり、同法第12条(他業禁止)の規定からも認められない。また、銀行が行うことのできる証券業務の範囲は証券取引法第65条により制限されているが、銀行が業として取り扱うことのできない有価証券の現物の授受を伴うデリバティブ取引は、同条の趣旨から認められない。				
担当局課室名	総務企画局 企画課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	金融監督においては、各種の申請・届出が書面により行われている。		
意見・要望等の内容	・金融監督における各種の申請・届出を電子化する(電子メールによる申請・届出を認める)。		
関係法令	所管行政手続を含む関係法令の全て。	共管	所管する法令を共管する省庁の全て(経済産業省、法務省等)。
制度の概要	・国民あるいは金融機関等と金融庁との間では、これまで申請・届出等手続(国の事務に関し、法令等に基づき、国民等と行政機関等との間で行われる申請・届出や、結果通知等の手続)は一部フロッピーディスクによる提出を除き、原則として、書面によってやり取りされてきたもの。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 2 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 15 年度まで)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 1(3)エ b】 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成 15 年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。(平成 15 年度までに実施)		
(説明)			
<p>「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」は、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」(平成 12 年 3 月 31 日行政情報システム各省庁連絡会議了承)に従い、当庁所管の法令等に基づく申請・届出等手続のオンライン化について、平成 15 年度までのタイムスケジュールを示したもの。このアクションプランでは、当庁所管の法令等に基づく申請・届出等の全ての手続について、平成 14 年度までに、オンライン化のための所要のシステムの整備及び法令等改正を行った上で、平成 15 年度までには、現在の書面による手続に加えて、オンラインによる手続が可能となるよう努めることとしている。</p>			
担当局課室名	総務企画局総務課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	信金中央金庫、地方銀行協会
項目	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止または緩和		
意見・要望等の内容	・ 地域金融機関の多くは、公共債ディーリングの取扱実績が少なく、経営の効率性等の観点からも、必ずしも専任者を配置しなければならないという必要性は乏しいので、専任制について廃止又は緩和する。		
関係法令	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係) 5 2(2)	共管	なし
制度の概要	・ 「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 3 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 か年計画における記載	記載なし		
(説明)	証券取引法第 65 条の趣旨に鑑み、銀行業務と証券業務を明確に分離するという観点から設けられているものであり、措置困難。		
担当局課室名	監督局 証券課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地方銀行協会	
項目	親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化			
意見・要望等の内容	・親子会社間での情報の共有化を認める方向で、親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化を図る。			
関係法令	証券会社の行為規制等に関する総理府令第12条、 保険業法施行規則第53条の6	共管	なし	
制度の概要	・事前に顧客の書面による同意がある場合を除き、親子会社間の顧客情報共有を一定の条件下で規制している。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 4 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>親子会社間も含め顧客の個人情報第三者と共有することに関しては、平成 13 年の通常国会に提出された「個人情報の保護に関する法律案」において、あらかじめ本人の同意がある場合等を除き原則個人データを第三者に提供してはならないとされている。このような個人情報保護法制の検討状況を前提として、金融審議会においても、プライバシーの保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘されているところ、今後の同審議会での金融分野における個人情報保護等の在り方に関する議論を踏まえ、検討を行う。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企画課 調査室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	全国労働金庫協会	
項目	「業種別の貸金残高及び貸出金の総額に占める割合」について、開示項目から削るか、又は労働金庫の実態に即した内容に変更する。			
意見・要望等の内容	・労働金庫は原則として企業金融を認められていない。貸出金の業種別内訳情報が預金者にとって重要な情報とは考えにくいため。			
関係法令	労働金庫法施行規則第 16 条の 2 第 1 項第 3 号八別表中「貸出金等に関する指標」5	共管	労働省	
制度の概要	・「業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合」について、ディスクロージャー誌(業務及び財産の状況に関する説明書類)への記載が求められている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 5 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>ディスクロージャー誌への掲載については、預金者が他の金融機関のディスクロージャー誌と比較した場合に、容易に理解できるよう、同一項目について同一様式を使用して説明することが望ましい。</p> <p>よって、労働金庫のみディスクロージャー誌(業務及び財産の状況に関する説明書類)への記載について特別な方法をとることは、措置困難である。</p>				
担当局課室名	監督局 総務課 協同組織金融室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	信金中央金庫
項目	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ		
意見・要望等の内容	・金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳正化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加していることから、自己資本算出上の参入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)迄、緩和する。		
関係法令	平成 5.3.31 付 大蔵省告示第 62 号 「信金法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 に基づき自己資本比率の基準を定める件」	共管	なし
制度の概要	・貸倒引当金は自己資本比率の算出上、分子に参入できる割合は分母の 0.625% が限度とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 6 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>自己資本比率は、国際統一基準は 8 %、国内基準は 4 % とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準は国際統一基準の 1/2 の 0.625% とされているものであり、こうした制度の導入の趣旨を踏まえれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準並みに引き上げることは困難。</p>		
担当局課室名	監督局総務課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	クレジットカード発行手続の完全オンライン化			
意見・要望等の内容	・クレジットカード発行手続の完全オンライン化を可能とする（個人信用情報機関の情報利用に関する同意もクリック等で代替）。			
関係法令	金融機関等が信用情報機関を設置しまたは利用する場合の信用情報の取扱いについて（現・金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 3 - 4 , 5）	共管	なし	
制度の概要	<p>個人信用情報機関の会員である貸金業者は、貸付を行うにあたり信用情報機関を利用する場合、次に掲げる事項について、資金需要者から事前に書面による同意を得ることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用情報を収集すること</li> <li>・当該信用情報を信用情報機関に登録すること</li> <li>・当該信用情報が他の会員（情報交流を行う場合、その交流先及びその会員を含む）により利用されること</li> <li>・登録される情報の範囲、登録期間等</li> <li>・第三者と直接情報交流を行う場合、当該第三者により当該信用情報が利用されること</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 7 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2 ( 3 ) オ 】</p> <p>消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得のあり方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、検討する。 ( 検討、平成 13 年度 )</p>			
(説明)	<p>資金需要者のプライバシー保護を図るためには、資金需要者に対し自己の個人情報が信用情報機関及びその会員によってどのように取扱われるか（情報が信用情報機関に登録されること、機関の他の会員にも利用されること等）を明示的に通知し、あらかじめ承諾を得ることが必要であると考えられる。現行の取扱で当該承諾を書面によることとしているのは、情報の取扱内容の通知及び同意取得を明示的かつ正確に行う手段として書面を用いる方法が最も適当と考えられたためである。</p> <p>個人信用情報を含む個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律案」が平成 13 年の通常国会に提出されたところであり、個人信用情報の利用に関する同意取得のありかたについては、当該個人情報保護法制の内容との整合性を図りつつ検討していく必要がある。</p> <p>なお、カード発行手続の完全オンライン化を実現するためには、クレジットカードの主たる機能であるショッピング機能に関する規制において、信用情報の利用に関する同意取得について電子的手段の利用が認められる必要がある。</p>			
担当局課室名	監督局銀行第二課金融会社室、総務企画局企画課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	前払式証票発行協会	
項目	発行保証金に供託している有価証券の差替え要件の緩和			
意見・要望等の内容	・ 供託している有価証券について、償還期限の前でも差替えができるようにすること。			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第 13 条第 8 項 前払式証票発行保証金規則第 4 条	共管	法務省	
制度の概要	・ 前払式証票発行者が発行保証金として有価証券を供託している場合、当該有価証券の償還期が到来したときに限り、あらかじめ当該有価証券に代わる発行保証金の供託を行い財務局長の承認を受けた上で、当該有価証券を取戻すことができる。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 8 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 (3)2 才 】 発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和 償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差替えについて、前払式証票の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じないか等を勘案しつつ、検討を行い、結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)			
(説明)	償還期前の供託有価証券にかかる発行保証金の差替えについては、前払式証票の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上、問題が生じないか等について検討する必要がある、措置を行うかどうかも含めて検討を行う。			
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第 2 課金融会社室			



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	前払式証票発行協会	
項目	前払式証票発行者の登録申請書等の記載事項及び添付書類の整理と簡素化			
意見・要望等の内容	・前払式証票発行者にかかる届出、登録申請書類の記載事項等の簡素化及び添付書類等の簡素化を図る。			
関係法令	前払式証票の規制等に関する法律第4条、第7条及び第11条 前払式証票の規制等に関する法律施行規則第7条、第9条、第11条、第14条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家型発行者は、基準日（毎年3月末又は9月末）における未使用残高が700万円を超えることとなったときは、商号及び住所等所要の事項を届出書に記載し、登記簿謄本等所要の書類を添付して、管轄財務局に提出しなければならない。また、届出事項に一定の変更があったときも、同様とされている。</li> <li>・第三者型発行者として登録を受けようとする者は、商号及び住所等所要の事項を登録申請書に記載し、登録簿謄本等所要の書類を添付して、管轄財務局に提出しなければならない。また、届出、登録事項に一定の変更があったときも、同様とされている。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係9頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>届出書、登録申請書等の記載事項及びその添付書類は、発行者の状況把握や購入者等へのディスクロージャーの観点から必要最小限の事項となっており、簡素化は困難である。</p> <p>また、添付書類は、業務不適格者の排除や公衆縦覧されることとなる登録申請書の内容確認等に必要であり、簡素化は困難である。</p>				
担当局課室名	監督局銀行第2課金融会社室・総務企画局信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	リストラ等により生じた遊休不動産の有効活用			
意見・要望等の内容	・リストラ等により廃止した店舗等については、当該不動産を処分するまでの間の一時的な賃貸を可能とする。			
関係法令	銀行法第 12 条	共管	なし	
制度の概要	・銀行の営業用不動産の有効活用については、平成 10 年 6 月に大蔵省銀行局銀行課長・中小金融課長事務連絡の廃止により、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸等に関する様々な規制が廃止された。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 10 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
銀行がリストラ等により生じた店舗等の遊休不動産を賃貸することについては、必ずしも直ちに銀行法第 12 条（他業禁止規定）に抵触するものではないが、同条の趣旨に留意する必要がある。				
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地方銀行協会	
項目	銀行のクレジットカード子会社等における顧客会員サービス業務の取扱い			
意見・要望等の内容	・銀行のクレジットカード子会社等において、一般的なクレジットカード会社において行われている顧客会員サービス業務を取扱うことを認める。			
関係法令	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 9 号	共管	なし	
制度の概要	・銀行のクレジットカード会社については、クレジットカードの発行及びカード利用代金の決済に限定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 11 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
顧客会員サービス業務の内容が必ずしも明らかではないが、銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行が子会社として保有できる子会社の業務範囲は限定されている。				
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地方銀行協会	
項目	営業用不動産に関する報告の簡素化			
意見・要望等の内容	・土地・建物・動産における「営業用」「所有」区分を廃止する。また、営業用不動産の賃貸状況に関する報告を廃止する。			
関係法令	銀行法 24 条に基づく財務局長通達等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日計表の項目は「営業用不動産」、「所有不動産」の項目に分かれている</li> <li>・経営実態報告において「営業用不動産の賃貸状況」を徴求している。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 12 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>銀行が営業用不動産以外の不動産を所有することは、担保処分により一時的に所有する場合等を除き、銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）及び経営の効率化の観点から好ましくなく、引続きモニタリングする必要がある。</p>				
担当局課室名	監督局銀行第一課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地方銀行協会
項目	金融先物取引業について許可更新手続を廃止もしくは簡素化		
意見・要望等の内容	・金融先物取引業に関する許可更新手続の廃止もしくは簡素化		
関係法令	金融先物取引業第 60 条、61 条 金融先物取引法施行規則第 13 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可有効期限は 5 年。</li> <li>・許可更新手続時には、更新許可申請書に定款、登記簿、役員等身分証明書・履歴書、組織図及び業務経歴書、誓約書等を添付しなくてはならない。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 13 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:10 年 12 月)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>金融先物取引が少額の証拠金により多額の取引を行うことができる取引であることや、委託者の責めに帰さない業者の不適切な行為により委託者が不測の損害を被ることを防止する観点から、許可制としているもの。</p> <p>業者の状況は時間の経過とともに変容し、基準に適合しなくなる可能性があり、そうした不適格な業者の出現は委託者保護を損なうことに繋がる恐れがあることから、許可の更新時（5 年毎）に再び審査を行い、不適格な業者を排除する必要がある。</p> <p>なお、許可有効期間については、9 年 11 月に 3 年から 5 年に延長（法改正）した。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第一課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地方銀行協会	
項目	金融先物取引業に係る役員等の変更届時の提出書類の簡素化			
意見・要望等の内容	・金融先物取引業に係る役員・重要な使用人の変更届出時の提出書類の簡素化を図る。			
関係法令	金融先物取引法 63 条 金融先物取引法施行規則第 15 条第 3 号	共管	なし	
制度の概要	・役員、又は重要な使用人に変更があった場合、新たに役員又は重要な使用人となったものについては、履歴書、身分証明証等を提出しなければならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 14 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:10 年 12 月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>役員及び重要な使用人に係る変更届出の簡素化については、委託者保護の観点から業者不適格者を排除するために必要な仕組みであり、制度の廃止及び添付書類の簡素化は困難。</p> <p>なお、10 年 12 月より住所変更時の届出を不要とする（法第 58 条第 1 項第 3 号を改正）とともに、添付書類のうち住民票の抄本添付を不要とした（施行規則第 11 条第 3 号を削除し、第 15 条第 1 項第 3 号を改正）。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第一課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	保険会社(相互会社)の基金払込業務の取扱い			
意見・要望等の内容	・農林中央金庫も保険会社(相互会社)の基金払込業務を取り扱えるようにする。			
関係法令	保険業法第 23 条第 2 項第 3 号	共管	なし	
制度の概要	・保険会社(相互会社)の基金の払込業務については、商法上の株式会社の募集設立に係る取扱いと同様、銀行または信託会社のみ限定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 15 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>保険相互会社の基金の払込の取扱いについては、商法上の株式会社の募集設立に係る取扱いと同様の確実性が必要とされている。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	リース事業協会
項目	当初信託委託者による信託受益権の販売制限の撤廃		
意見・要望等の内容	・信託受益権、商品ファンド法、特債法に該当しない信託受益権の販売を自由にする。		
関係法令	口頭による行政指導	共管	なし
制度の概要			
中間公表資料との関係	金融庁関係 16 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	上記 に記載される「口頭の行政指導」の事実はない。		
担当局課室名	監督局銀行第一課		



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	特別目的会社の貸出債権流動化のための社債発行			
意見・要望等の内容	・貸金業登録された特別目的会社が、「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」における特定金融会社等として登録を受けることができることとする こと。			
関係法令	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令第4条・第5条	共管	なし	
制度の概要	・金融業者は、登録を受けた特定金融会社等でなければ社債等の発行による貸付資金の受入れを行ってはならないこととされており、当該登録の要件として、最低資本金又は出資金（10億円）や人的構成に係る基準（金銭の貸付けに係る審査の業務に三年以上従事した者が二名以上その金融会社等の金銭の貸付けに係る審査の業務に従事していること）等が定められている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 17 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>特定金融会社等の登録要件は、貸付業務の特殊性（貸付債権の劣化状況について外部からは判断しにくい等）に鑑み、社債の購入者保護の観点から最低限の参入規制を課すこととし、一定の財産的基礎及び人的構成を求めている。</p> <p>特別目的会社であっても、貸金業登録をし、貸金業を行うということであれば、社債の購入者保護の観点から同様の規制は必要であると考えられるため、要件緩和は困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人前払式証券発行協会
項目	登録債による発行保証金の保全措置の追加		
意見・要望等の内容	・前払式証券の発行に係る保証金の供託方法については、現在、現金のほかに国債証券、政府保証債券、地方債証券及び告示で定める社債券その他の債券の現物による供託が規定されているが、これらの登録債による発行保証金の保全措置も可能にすべき。		
関係法令	前払式証券の規制等に関する法律第13条第7項、第8項 前払式証券の規制等に関する法律施行規則第21条	共管	法務省
制度の概要	・自家型発行者及び第三者型発行者は、基準日（毎年3月末及び9月末）において、その発行した前払式証券の未使用残高が1,000万円を超える場合には、その基準日未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を、基準日の翌日から2月以内に最寄りの供託所に供託しなければならない。この場合、現金のほかに国債証券、政府保証債券、地方債証券及び告示で定める社債券その他の債券の現物による供託が規定されている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 18 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>現行法では、現金による供託のほか、国債証券、政府保証債券、地方債証券及び告示で定める社債券その他の債券の現物による供託しか予定されていない。</p> <p>仮に登録債による発行保証金の保全を可能とした場合、現行同様に前払式証券の購入者等の保護が図られるのか、手続の点で現物債券の供託よりも利便性があるのかどうか、発行保証金を還付するにあたり登録債は迅速に換価ができるのか、等、購入者等の保護と利便性の向上との調整を図るうえで様々な側面からの検討が必要であり、措置を行うかどうかも含めて検討を行う。</p>		
担当局課室名	総務企画局信用課、監督局銀行第二課金融会社室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社	
項目	貸金業規制法第17条・第18条により交付すべき書面の電子的手段による代替			
意見・要望等の内容	・「書面の交付」に「インターネットによる電磁的記録(データ)の送信」を含めて考えることができるとすれば、契約に関する事前の説明、顧客による請求通知などを迅速に行うことができ、消費者の利便性に資するだけでなく、関係事業者の事務の効率化を格段に向上させることができる。			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第17条・第18条	共管	なし	
制度の概要	・法第17条では契約締結前後における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、法第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 19 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルの社会問題化を受けての制定以来、債務者・保証人の保護の観点に基づき書面交付義務を重視してきたところであるが、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日付で施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたばかりである。</p> <p>債務者・保証人保護を図る法の趣旨に鑑みれば、関係事業者の事務の効率化を理由として書面交付義務に係る規定を改正することは適当ではない。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃			
意見・要望等の内容	出資法第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行うべき。			
関係法令	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第1条及び第2条	共管	法務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>出資法第1条は、何人に対しても不特定かつ多数の者に対し、後日、出資の払戻しとして出資の全額若しくはこれを超える金額に相当する金銭を支払うべき旨を約定して出資金を受け入れることを禁止している。</li> <li>出資法第2条は、他の法律に特別の規定のあるものを除き、何人も業として預り金をすることを禁止している。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 20 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保障されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金の払戻しが保障されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することは依然として必要であると考えられる。</li> <li>第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る危険性が高く、これを禁止することは依然として必要であると考えられる。 また、預り金の定義についても、預金の受入れ紛いの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要かつ適切であると考えられる。</li> </ul>			
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会
項目	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止		
意見・要望等の内容	<p>・社債の発行等による貸付資金の受入れをする貸金業者のみが社債等の発行にあたり規制されなければならないのか、規制の根拠が明確ではない。社債を発行する多くの事業会社でも「貸付」を行っている場合は少なくないが、本法の目的である「社債の購入者の保護」の観点からすれば、同等のディスクロージャーを行うべきであり、貸金業者ではない者の貸付金を含めた全事業者共通の貸付金に係るディスクロージャールールを整備し、社債の発行は原則通り証券取引法によって自由に行われるべきであり、本法は廃止すべきである。</p>		
関係法令	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	共管	なし
制度の概要	<p>1．登録制度の実施 金融業者（貸金業規制法に規定する貸金業者等）は、登録を受けた法人である金融業者（特定金融会社等）でなければ、社債の発行等による貸付資金の受入れをしてはならない。 一定の財産的基礎（最低資本金基準）、人的構成等を登録の要件とする。 特定金融会社等の名称、資本金額等を登録した登録簿を公衆の縦覧に供する。</p> <p>2．ディスクロージャーの充実 特定金融会社等に対し、「証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示する」ための会計の整理を義務付ける。</p>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 21 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>金融業者の貸付業務については、一般事業法人による業として行うものではない貸付けとは違い、貸付債権の価値は融資先の状況に依存しているため、その劣化状況について外部からは判断しにくい。</p> <p>実態が見えにくい状況下、事業規模が両建てで過大なものとなる危険性がある。</p> <p>といった特殊性があるが、一般の財務諸表規則においては、融資の実態について必ずしも十分なディスクロージャーを求めるには至っていない。このため、貸付資金受入れのために社債の発行等を行おうとする金融業者について、投資者保護の観点から、一定の財産的基礎（最低資本金）と人的構成（リスク管理体制）を要件とする登録制度を実施するとともに、貸付業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付けることにより、証券取引法のもとでは開示されない私募債も含めてそのディスクロージャーの充実を図ることを目的として本法が制定された経緯があり、廃止することは困難である。</p> <p>そもそも、改正前出資法においては、貸付資金に充てる目的での社債等の発行を禁止していたところ、本法の制定により社債等の購入者の保護を図ることをもって解禁するに至ったものであり、本法は過度の規制ではないと考える。</p>		
担当局課室名	総務企画局信用課		

分野	7 金融・証券・保険関 (1)金融 13 医療・福祉関係 (3)保険・年金	意見・要望提出者	関西経済連合会、米国	
項目	確定拠出年金			
意見・要望等の内容	・ 確定拠出年金制度の早期導入と充実。			
関係法令	確定拠出年金法案	共管	厚生労働省	
制度の概要	・ 拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 24 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画における記載	【 5(3)エ 】 確定拠出年金の導入 老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。(第 150 回国会に確定拠出年金法案を提出)			
(説明)	確定拠出年金法案は、現在継続審議となっており、その早期成立を図る。			
担当局課室名	総務企画局企画課			

21	分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会
	項目	貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃		
	意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業者の貸付債権を債権流動化しようとする場合、特に大量の件数の債権の譲渡を繰り返し行うこととなると、本件規制による通知を行うことはコスト・業務の負担が極めて大きく、他の債権の流動化の場合と比較して条件が著しく不利なものとなっており、貸付債権の流動化の大きな障害となっている。</li> <li>・そもそも貸金業規制法第17条による書面交付は、いわゆるサラ金問題に対処するための債務者保護として、借入時に契約書等が借主に交付されていないと後日の契約内容を巡って紛争が生じやすいため、契約条件等を書面で交付させることとしたものである。しかし、債務者保護の観点から見ても、債権譲渡は借主との契約条件を何ら変更するものではなく、債権譲渡があった事実を譲渡時に通知することと請求時に通知することとで差が生じるものではない。よって、貸金業規制法第17条による書面交付の必要性はなく、本件規制は実質的な意義は乏しい。</li> </ul>		
	関係法令	貸金業の規制等に関する法律 第24条第2項	共管	なし
	制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業者から貸付債権を譲り受けた者は、債権を譲り受けたときに、貸金業規制法第17条に規定する書面を債務者に対し交付することが義務付けられている。</li> </ul>		
	中間公表資料との関係	金融庁関係26頁		
	状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
	規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)				
<p>本規定(第24条第2項で準用する第17条)は、債権譲渡により債務者等の関知しないところで債権者の変更が行われ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるということでは債務者等の保護に十分ではないと考えられるため、債権の移転時に債務者等も直ちにその事実を了知できるよう、譲受人に債務者等への通知を義務付けているものである。</p> <p>従って、債務者等の利益の保護を図る法の趣旨に鑑みれば、本規定を撤廃することは困難である。</p>				
	担当局課室名	総務企画局信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	リース会社が兼業する貸金業に係る規制撤廃等			
意見・要望等の内容	<p>・貸金業規制法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人に対する貸付を行う事業者にとって不要、過剰規制となっている。法人事業者に対する貸付については、貸金業規制法の適用除外とすることを要望する。なお、「商工ローン」の事件は取立行為に問題があるのであり、貸金業規制法ですべてを規制するのではなく、取立行為に関する法律を別途手当てして対応すべきである。</p>			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第2条	共管	なし	
制度の概要	<p>・貸金業者とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介等で業として行うものをいい、現在、登録制となっている。この登録を受けている者に対して、過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、契約内容を明らかにする書面の交付義務、受領証書の交付義務、帳簿の備付け義務、取立て行為の規制等が課せられている。</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 27 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>貸金業規制法は、個人債務者のみを保護するための法律ではなく、資金需要者等すべてを保護するための法律である。また、先般のいわゆる「商工ローン問題」にも象徴されるように法人事業者に対する貸付けについても、取立てをめぐるトラブルのほか、貸付け契約についても説明不十分等の問題が生じているところであり、事業者向け金融について規制が不要であるという状況ではないと考える。</p> <p>従って、事業者向け貸付けについて貸金業規制法の適用除外とすることは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局信用課			



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第18条第2項は、銀行振込等の一定の場合については、弁済者から請求があったときに同条第1項に規定する受取証書を交付すれば足りるとしたものであり、現実の支払が銀行振込等によって行われている社会実態に即したものである。</li> <li>・実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることから、法第18条第2項にも「みなし弁済」を適用すべきである。</li> </ul>			
関係法令	貸金業の規制等に関する法律第43条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業者が法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合、利息制限法の定めを超える利息については、債務者が任意に支払った場合には、有効な利息の弁済とみなす規定が存在する（法第43条）。</li> <li>・しかし、法第18条第2項の規定（銀行振込等の一定の場合については、第18条第1項の受取証書は、弁済者の請求があった場合に限り交付義務が課せられる）により受取証書の交付を行わなかった場合には、法第43条の「みなし弁済」の規定は適用されない。これにより、法第18条第2項により受取証書の交付を行っていない貸金業者は、常に利息の返還請求を受けるリスクを負うこととなる。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係28頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>貸金業の規制等に関する法律は、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的としており、同法第43条も、貸金業者から資金需要者等への法定書面の交付を適切に行わしめることをもって資金需要者等の保護を図ることを目的としている。従って、法及び当該規定の趣旨に鑑みれば、このような資金需要者等の保護規定を、業者側の事情を理由として要件緩和することは困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	準備預金の手持現金算入及びキャリーオーバーの解禁		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備預金に手持現金を算入する取扱い</li> <li>・過剰に積み立てた分について、一定限度の範囲内で翌期分への繰越し計上を許容する取扱い</li> </ul>		
関係法令	・準備預金制度に関する法律 第3条、第7条	共管	財務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備預金の対象金融機関は、日本銀行に対する預け金（当座預金）を保有することを要するが、当該預け金には金融機関の手持現金は算入されない。</li> <li>・日本銀行に対する預け金の所要額は、1か月の平均額として算出されるが、所要額を上回って預けた分は翌月に持ち越されず、翌月の所要額の計算はゼロクリアで再スタートする。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 29頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>各金融機関の毎日の手元現金を日本銀行が正確に把握することは技術的難点があり、また、金融機関ごとの現金保有必要量が、金融機関の店舗網、預金の種類別構成や顧客層の違い等によって異なっており、準備率を一律とする場合、日本銀行預け金の額が必要手元資金の多寡によって差異を生じ、かえって不公平となる。</p> <p>現行の準備預金制度においては、準備預金の所要額算出期間終了日と積み期間最終日との間に半月の差を設けており、金融機関が準備預金額を調整するための期間としては十分と考えられる。また、過剰積立分のキャリーオーバーを認めると、時々準備需要が不確定となり、金融調節の実効性が低下する可能性もある。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇話会、経済団体連合会	
項目	金融機関間預金に係る準備預金対象債務の見直し			
意見・要望等の内容	・金融機関間の預金を準備預金額算出の対象債務外とする取扱い			
関係法令	・準備預金制度に関する法律第2条	共管	財務省	
制度の概要	・準備預金の対象金融機関は、預金等の対象債務の一定割合を日本銀行に対する預け金（当座預金）として保有することを要するが、当該債務には金融機関間預金も含まれている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 30 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
準備預金の対象債務から金融機関間預金を除く場合、金融機関間預金の計数把握に相当の日数や事務負担がかかり、日本銀行における準備預金計数の明瞭かつ迅速な把握を確保する観点から適当ではない。				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)全国信用金庫協会 全国労働金庫協会
項目	信用金庫等による社債の発行		
意見・要望等の内容	・銀行等と同様に社債(劣後債を含む)の発行が可能となるよう緩和する(主に自己資本の充実策として活用したい)		
関係法令	信用金庫法等上定めがない	共管	なし
制度の概要	・普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債の発行が認められている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 39 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ a】 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。(検討、13 年度以降)		
(説明)	<p>信用金庫等が株式会社と同様、債券を発行することについては、信用金庫等の持つ協同組織金融機関としての特性などを踏まえつつ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後慎重に検討する。</p> <p>なお、12 年 6 月 30 日から自己資本充実策に効果がある優先出資証券の発行が行えるよう法改正を行ったところであり、その定着状況も見極める必要がある。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社)全国信用金庫協会 信金中央金庫	
項目	出資による配当の導入			
意見・要望等の内容	・信金法第 55 条の 2 に商法第 293 条ノ 2(利益の資本組入れ)の準用を加えて、総(代)会の決議で出資による配当を行えるよう緩和する。			
関係法令	信用金庫法第 55 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・信用金庫における剰余金の配当は金銭に限定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 40 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>信用金庫は株式会社形態の銀行とは異なる協同組織金融機関であり、信用金庫の剰余金の配当は、株式会社の「利益の配当」のように利益を得てこれを社員に分配することを目的とするものではない。</p> <p>従って、信用金庫における出資による配当については、信用金庫が営利を目的としない協同組織であることや出資証券の流通性・換金性の問題等の見地から、その導入は困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 信金中央金庫	
項目	剰余金をもってする出資の消却			
意見・要望等の内容	・商法第 212 条 1 項の準用によって、処分未済持分を、剰余金をもって消却できるようにする。			
関係法令	信用金庫法第 16 条、第 21 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資金を譲り受ける者がいない場合、金庫は出資総口数の 100 分の 5 に相当する持分を限度に一時的にその出資金を譲受けることができる。</li> <li>・その際の処理として、金庫は出資金勘定を増減することなく、当該会員の出資持分相当額を資産勘定の「処分未済持分」として計上しておき、新たな会員の加入時等に優先的に振り替えることとなっている。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 41 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>信用金庫における剰余金による出資の消却の導入については、信用金庫の資本の安定性の観点や、債権者保護、協同組織性に反しないか等の問題があり措置困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	信金中央金庫
項目	信金中央金庫の代理貸付にかかる債務保証についての大口信用供与規制の緩和		
意見・要望等の内容	・ 信金中金代理貸付にかかる債務保証を国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付にかかる債務保証と同様に、大口信用供与規制の対象外とする。		
関係法令	信用金庫法施行規則第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信金中央金庫(信金中金)代理貸付にかかる債務保証については、信用金庫法第 89 条において準用する銀行法第 13 条により大口信用供与規制の対象となっている。</li> <li>・ なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付にかかる保証については、信用金庫法施行規則第 16 条の 2 により大口信用供与規制の対象から除外されている。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 42 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>公的機関（国民生活金融公庫等）の代理貸付に係る債務保証については、大口信用供与規制の対象外とされているが、これは、当該機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っている一方で、その予算を国会で議決又は承認を得る必要があるなど、その資産運用について厳格な手続を要することとされているものである。</p> <p>従って、民間の金融機関である信金中金の代理貸付に係る債務保証とは同列に扱うことはできない。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社)全国信用金庫協会 信金中央金庫
項目	特定社債の引受けにかかる債務保証についての大口信用供与規制の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証協会がこれまでの貸出金に加え、中小企業者の発行する特定社債の引受けに係る債務の保証制度を開始した</li> <li>・本制度にかかる債務の保証についても中小企業総合事業団により保証保険が付されているので、「同一人に対する信用の供与等」から控除する項目に加えてほしい。</li> </ul>		
関係法令	信金法施行規則第 16 条の 2	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証協会が債務の保証をした貸出金であって、中小企業総合事業団により保証保険が付されているもののうち、当該保険金額の部分の控除が認められている。</li> <li>・社債については規定されていない。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 43 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)才 】</p> <p>特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和 信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討する。(検討、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<p>一債務者に対する信用供与の集中を抑制し、金庫の資産の危険分散を図る等の大口信用供与規制の主旨を踏まえ、今後検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係、監督局 総務課 協同組織金融室		



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 信金中央金庫 (社)全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会
項目	信用金庫法等に基づく業務内容方法書の廃止		
意見・要望等の内容	・証券業務に関する業務内容方法書には、信用金庫法等に基づく業務内容方法書と、証券取引法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に含まれていることから、あえて信用金庫法等上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要性は乏しいので、これを廃止する。		
関係法令	信用金庫法第53条第11項 協同組合による金融事業に関する法律第3条第2項	共管	なし
制度の概要	・信用金庫等が登録等証券業務を行おうとする場合には、業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 44 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし		
(説明)	証券業務については、証券業務によるリスクが金融業務に影響することを防止する必要性等から認可にかからしめているところであり、業務内容方法書を定めることにより、その趣旨の達成を図っていることから措置困難である。		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)全国信用金庫協会	
項目	法人会員資格の引上げ			
意見・要望等の内容	・ 中小企業基本法の改正(資本金基準等の引上げ:1 億円から 3 億円)の趣旨に照らし、法人会員の資本金基準を 15 億円程度に引き上げる			
関係法令	信用金庫法第 10 条 信用金庫法施行令第 4 条	共管	なし	
制度の概要	・ 信用金庫法上、法人会員資格は次のとおりとなっている 常時使用する従業員の数が 300 人を超え、 かつ、政令で定める金額(9 億円)を超える事業者を除く			
中間公表資料との関係	金融庁関係 45 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ c】 信用金庫の会員資格の見直し 信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。(検討、13 年度以降)			
(説明)	<p>中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後慎重に検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)全国信用金庫協会 (社)全国信用組合中央協会
項目	法人役員の会員化		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政解釈として「勤労に従事する者」には法人の役員も含まれることを明確にする</li> <li>・または、法人の役員も含まれるように「勤労に従事する者」の後に「...する者(経営に携わる者を含む)」と法改正して明確化を図る</li> </ul>		
関係法令	信用金庫法第 10 条 中小企業等協同組合法第 8 条第 4 項	共管	経済産業省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫法上、会員資格は次のとおりとなっている。 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者 その信用金庫の地区内に事業所を有するもの その信用金庫の地区内において勤労に従事する者 (中小企業等協同組合法も基本的に同様の考え方である)</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 46 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)イ 】 信用金庫の会員資格の明確化 信用金庫の会員資格について、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うことになるといった不合理を解消するため、平成 13 年度末までに所要の措置を講ずる。(第 151 回国会に關係法案提出)</p>		
(説明)	<p>各業法上、会員資格は地区との関わりの有無によって整理されている。従って、地区内において活動を行っている役員についても、地区との関わりについて整理するとともに、関係省庁とも調整を図り所要の措置を講ずることとし、第 151 回国会に關係法案を提出した。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 (社)全国労働金庫協会
項目	会員の法定脱退事由の拡大		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者たる会員の行方不明を法定脱退事由に加える</li> <li>・団体会員の実態消滅を法定脱退事由に加える((社)全国労働金庫協会)</li> </ul>		
関係法令	信用金庫法第 17 条 労働金庫法第 17 条	共管	厚生労働省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫法等上、法定脱退事由は、次のとおりとなっている <ul style="list-style-type: none"> <li>会員たる資格の喪失</li> <li>死亡又は解散</li> <li>破産</li> <li>除名</li> <li>持分の全部の喪失</li> </ul> </li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 47 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>法定脱退については、法律上の一定の事由が発生すれば、会員の意思に関係なく、法律上当然に脱退することとなっている。</p> <p>債務者たる会員の行方不明等を法定脱退事由にすることについては、定款で定める「除名」事由とも関連するが、このような会員は、その権利行使を怠っているにとどまり、信用金庫等の業務運営に支障をきたす行為をしている訳ではない。従って、信用金庫等が事務上の余分な負担を若干負うにしても、これを法定の脱退事由にすることは、会員の権利保護等の観点から困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 信金中央金庫 (社)全国労働金庫協会 (社)全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会	
項目	協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱い			
意見・要望等の内容	・ 商法上の株式会社と同様に、附属明細書を総(代)会の承認不要とする			
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項 労働金庫法第 39 条第 7 項 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 4 第 7 項	共管	厚生労働省	
制度の概要	・ 理事は附属明細書を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 48 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ 】 協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱い 協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図りながら、所要の措置を講ずる。(第 151 国会に關係法案提出)			
(説明)	附属明細書の総(代)会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図り所要の措置を講ずることとし、第 151 回国会に關係法案を提出した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社)全国信用金庫協会 信金中央金庫 (社)全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会	
項目	業務報告書を総(代)会の承認不要とする			
意見・要望等の内容	・業務報告書については、総(代)会への報告事項とする。			
関係法令	信用金庫法第 37 条第 7 項 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 4 第 7 項	共管	なし	
制度の概要	・理事は業務報告書を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 49 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>株式会社については商法第 283 条により総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、信用金庫等の協同組織金融機関については、このような規定がなく、これに代わるものとして、株式会社では義務付けられていない業務報告書等の決算関係書類を通常総会へ提出しその承認を受けることとなっており、業務報告書を総(代)会の承認不要することは困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 信金中央金庫	
項目	会員及び債権者の「理事会議事録」の閲覧請求には裁判所の許可を必要とする。			
意見・要望等の内容	・信用金庫法第 36 条を改正又は第 36 条の 2 を新設(商法第 260 条ノ 4 参照)			
関係法令	信用金庫法第 36 条	共管	なし	
制度の概要	・会員および金庫の債権者は何時でも、理事に対し総会及び理事会の議事録の閲覧又は謄写を求めることができる。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 50 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権（経営に参与することを目的とする権利）の一つと解されている。</p> <p>会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付けられていることから、議事録の閲覧という金庫経営への参与に対する制限は、株主の株式会社に対するものに比べ緩くなってもやむを得ず措置困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	社)全国信用金庫協会 信金中央金庫 (社)全国労働金庫協会 (社)全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会
項目	従たる事務所の定款への記載		
意見・要望等の内容	・ 商法第 166 条第 1 項第 8 号と同様に主たる事務所のみ記載とする		
関係法令	信用金庫法第 23 条 労働金庫法第 31 条 中小企業等協同組合法第 33 条	共管	厚生労働省 経済産業省
制度の概要	・ 定款には次の事項を記載しなければならない 1. 事業 2. 名称 3. 地区 4. 事務所の名称及び所在地 ...		
中間公表資料との関係	金融庁関係 51 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ 】 信用金庫の従たる事務所の定款への記載 協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第 8 条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。(第 151 回国会に係る法案提出)		
(説明)	<p>会員資格、地区等と並んで従たる事務所の設置は協同組織の基本的事項であり、協同組織の従たる事務所は会員の利用する施設であり、株式会社の営業拠点という位置づけとは異なり、商法と同様の取扱いとすることについては、その協同組織性から困難であるが、事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第 8 条に係る認可制度の見直しに併せ、関係省庁とも調整を図り所要の措置を講ずることとし、第 151 回国会に係る法案を提出した。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係		



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)全国信用金庫協会 信金中央金庫 (社)全国信用組合中央協会 全国信用協同組合連合会	
項目	業務方法書の廃止			
意見・要望等の内容	・業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられていた制度であり、現状ではそれを存続させる必要性は乏しいので、これを廃止する。			
関係法令	信用金庫法第 31 条第 2 号 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 2 項 協同組合による金融事業に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号	共管	経済産業省	
制度の概要	・業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 52 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ d】 信用金庫の業務方法書の見直し 信用金庫における業務方法書の在り方について検討する。(検討、13 年度以降)			
(説明)	<p>銀行に比し相対的に経営規模が小さく、また、同じ業態内においてその格差が大きい協同組織金融機関にあって、護送船団的な一律の規制監督は排除されるべきであるが、経営の自主性を尊重しつつ、個々の協同組織金融機関のリスク管理態勢等経営体力に見合った監督の在り方等の観点から、業務方法書の在り方について、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後慎重に検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 (社)全国信用金庫協会	
項目	卒業生金融制度の見直し			
意見・要望等の内容	・昭和43年6月1日付 大蔵省告示第71号において、会員であった者が脱退し金庫との取引を望む場合には、卒業生として総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講じる			
関係法令	信用金庫法施行令第8条 昭和43年6月1日 大蔵省告示第71号	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている</li> <li style="padding-left: 20px;">会員であった期間が3年以上5年未満 <span style="float: right;">脱退の時から5年間</span></li> <li style="padding-left: 20px;">会員であった期間が5年以上 <span style="float: right;">脱退の時から10年間</span></li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 53			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 2(3)イ b】</p> <p>信用金庫の卒業生金融制度の見直し</p> <p>信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。(検討、13年度以降)</p>			
(説明)	<p>信用金庫は中小企業者を会員とする協同組織金融機関であり、卒業生金融については、会員が会員資格の範囲を超えて成長した場合に期限を定めて例外的に認めているものである。</p> <p>従って、大企業向け融資を恒久的に行うこととなる卒業生金融の期間撤廃については、信用金庫の協同組織性の観点等を踏まえ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後慎重に検討する。</p> <p>なお、卒業生金融については、平成10年12月に緩和したところである。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会 信金中央金庫	
項目	信金中央金庫の債務保証等にかかる取引先等の制限の緩和			
意見・要望等の内容	・債務保証等は、貸付業務と同じ与信業務又はそれに準ずる業務であるので、取引先等に関する制限を緩和し、資金の貸付けをすることができる者を対象に含める。			
関係法令	信用金庫法第 54 条 信用金庫法施行規則第 10 条	共管	なし	
制度の概要	・債務の保証、手形の引受け及び有価証券の貸付けについては、取引先等の制限が設けられているが、資金の貸付をすることができる者のすべてがその対象とはされていない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 54 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)イ e】 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員意外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員意外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討する。(検討、13 年度以降)			
(説明)	<p>会員以外の者に対する資金の貸付けと同様認可を受けた場合に、付随業務である会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことについては、信金中央金庫の協同組織性の観点等を踏まえ、協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点からの検討を踏まえ、今後慎重に検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国労働金庫協会	
項目	員外理事枠の拡大			
意見・要望等の内容	・労働金庫の員外理事数は定数の3分の1以内、労働金庫連合会の員外理事数は定数の2分の1以内とする。			
関係法令	労働金庫法第34条第7項、第63条第2項	共管	厚生労働省	
制度の概要	・労働金庫の員外理事数は5分の1を超えてはならない。 ・労働金庫連合会の員外理事数は定数の3分の1を超えてはならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 55 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>金融の自由化・高度化に対応するために金融実務精通者を経営に参画させ、金融業務の適切な運営を確保することの必要性及び他の協同組織金融機関との整合性を踏まえ、関係省庁とも調整を図り所要の措置を講ずることとし、第151回国会に関係法案を提出した。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国労働金庫協会	
項目	総代会の議決権の強化			
意見・要望等の内容	・役員・総代(補欠の役員・総代を除く。)の選任、合併手続に係る設立委員の選任、解散又は合併、事業の全部の譲渡について、総代会の議決を可能にする。また、総代定数の法定要件(現行、会員(個人会員を除く。)数の5分の1を下回ってはならないとされている。)を削り、同定数を定款で定めるようにする。			
関係法令	労働金庫法第55条第5項、同条第3項	共管	厚生労働省	
制度の概要	・総代会で議決することができないものは、次の事項となっている。 役員(補欠の役員を除く。)の選任 総代(補欠の総代を除く。)の選任 合併手続(第63条)の規定による設立委員の選任 解散又は合併(第53条第2号) 事業の全部の譲渡(第53条第4号)			
中間公表資料との関係	金融庁関係 56 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)	総代会制度設置の趣旨や、他の協同組織金融機関との整合性を踏まえ、関係省庁と調整を図り所要の措置を講ずることとし、第151回国会に関係法案を提出した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国労働金庫協会	
項目	労働金庫連合会の1会員出資口数限度の緩和			
意見・要望等の内容	・現行の「出資総口数の100分の25をこえてはならない」とする基準を、労働金庫連合会についてのみ「100分の30をこえてはならない」とする。			
関係法令	労働金庫法第12条第3項	共管	厚生労働省	
制度の概要	・労働金庫及び労働金庫連合会の1会員の出資口数は、出資総口数の100分の25をこえてはならないと規定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 57 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
1会員の出資総口数の制限が設けられている趣旨や、他の協同組織との整合性を踏まえ、関係省庁とも調整を図り所要の措置を講ずることとし、第151回国会に関係法案を提出した。				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国労働金庫協会	
項目	総(代)会に係る法定決議事項の緩和			
意見・要望等の内容	・「毎事業年度の事業計画の設定又は変更」について、総(代)会の議決事項から削る。			
関係法令	労働金庫法第 51 条第 3 号	共管	厚生労働省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎事業年度の事業計画の設定又は変更」について、総会の議決を経なければならない旨が規定されている。</li> <li>・なお、総代会については、第 55 条第 5 項で、総会に関する規定が準用されている。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 58 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>協同組織金融機関において事業計画は会員にとってきわめて関心の深い重要な事項である。そのような事業計画は会員の利益を平等に図るよう定められなければならないことから総会の議決を必要としており措置困難。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	全国信用協同組合連合会	
項目	全信組連の会員外貸付の限度額			
意見・要望等の内容	・全信組連の運用手段の多様化を図るため、全信組連が行う会員外貸付の限度額を総資金量の100分の20とする。			
関係法令	中小企業等協同組合法施行令第1条の7	共管	経済産業省	
制度の概要	・全信組連が行う会員外貸付の限度額は、貸付け及び手形の割引の総額の100分の20に相当する額を超えてはならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 61 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)				
全信組連が行う会員外貸付の限度額については、会員に対する事業の遂行を妨げない限度において認められている趣旨及び他の協同組織金融機関との整合性を踏まえ関係省庁とも調整を図りながら検討を行っているところである。				
担当局課室名	総務企画局 信用課 協同組織金融係			



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大			
意見・要望等の内容	・信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。			
関係法令	平成10年11月20日付金融監督庁・大蔵省告示第9号 事務ガイドライン161	共管	なし	
制度の概要	・銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 62 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。</p> <p>銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。</p>			
担当局課室名	監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇
項目	銀行法附則第 5 条の撤廃		
意見・要望等の内容	・銀行法第 11 条において銀行に認められる業務について、認可を不要とする取扱い		
関係法令	銀行法附則第 5 条	共管	なし
制度の概要	・銀行法附則第 5 条において、同法第 11 条において銀行に認められる業務については、当局の認可が必要とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 63 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:第 151 回国会に関係 法案を提出)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	【 2(3)ア 】 銀行法附則第 5 条（銀行の証券取引業務に係る認可）の廃止 銀行法附則第 5 条による内閣総理大臣の認可を廃止する。（第 151 回国会に関係法案 提出）		
(説明)	銀行法附則第 5 条による内閣総理大臣の認可を廃止することとし、第 151 回国会に関係法案を提出した。		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、経団連、規制改革委
項目	長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長短分離制度の将来について、また、銀行等が資金調達を機動的に行うことができるよう、銀行社債と金融債のディスクロージャー制度や発行形態について見直す必要がある。</li> <li>・ 普通銀行による普通社債発行解禁に伴い、売出發行を認めるなど商品性の改善</li> </ul>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期信用銀行法第 8 条等</li> <li>・ 商法第 306 条等</li> </ul>	共管	法務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期信用銀行制度は、昭和 27 年、長期金融の円滑化を図るため長期信用銀行法により導入された。</li> <li>・ 普通社債の発行が解禁されているが、長信銀等のように、店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面を交付する売出發行などはできないなどの違いがある。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 64 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)ア 】 長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し 長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットイングを図ることについて、検討を開始する。(検討、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<p>金融審議会第一部会の報告(平成 12 年 12 月 21 日)において「銀行の資金調達手段としての社債については、普通銀行の長期貸出の増加に対応する長期資金の調達手段の多様化や投資家保護等の観点に留意しつつ、一定の要件を付した上で、発行手続きの改善の余地がないかについて検討することが考えられる。これについては、商法や証券取引法の規定との関係も整理する必要がある。」とされているところであり、商法や証券取引法との関係の整理も踏まえつつ、関係省庁とも調整を図りながら今後検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、 日労総、関経連
項目	銀行本体等の業務範囲の見直し(顧客の資産運用に係る助言、銀行のパソコンソフトの顧客向け販売、銀行の利用回線のリセールなど)		
意見・要望等の内容	・銀行業務等と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務は銀行本体等で行うことを可能とする。		
関係法令	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条、 有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律第 4 条等	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に投資判断材料を提供する助言業務は、銀行法第 10 条第 2 項の付随業務に該当しないものと解されている。</li> <li>銀行等が物品販売業を営むことは認められておらず、パソコン用のエレクトロニックバンキングプログラムソフトや、経理・財務等のコンサルティング用プログラムソフト、等を顧客宛販売することはできない。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 65 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>【 2(3)ア 】 銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し 銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。(検討・結論、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<p>「銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、(中略)経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当」、「銀行等が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力(エクセス・キャパシティ)については、他業禁止の趣旨や本来銀行にどのような業務が求められているのかといった観点に留意しつつ、その適切な範囲での活用を認める方向で検討することが適当」との金融審議会第一部会報告(平成 12 年 12 月 21 日)の趣旨を踏まえて検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、 経団連
項目	店舗の設置等に関する認可制度の撤廃		
意見・要望等の 内容	・店舗に係わる認可制度の廃止		
関係法令	銀行法第8条	共管	なし
制度の概要	・銀行は、支店その他の営業所の設置等をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。		
中間公表資料 との関係	金融庁関係 66 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:第151回国会に関係 法案を提出)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3 か年計画におけ る記載	【 2(3)ア 】 銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。(第151回国会に係る法案提出)		
(説明)	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改めることとし、第151回国会に係る法案を提出した。		
担当局課室名	総務企画部 信用課		

項目	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇	
項目	代理店の取扱業務に係る規制撤廃			
意見・要望等の内容	・代理店の取扱業務に係る規制撤廃			
関係法令	銀行法施行規則第9条の3、2項5号	共管	なし	
制度の概要	・代理店の取扱い業務は、当座預金を除く預金及び定期積金の受入、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引その他の銀行の業務の公共性及び顧客の利便に照らし必要と認められるものとなっている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 67 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<b>【 2(3)ア 】</b> 代理店の取扱業務に係る規制撤廃 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。 (検討・結論、平成13年度)			
(説明)	代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から検討を行っているところである。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協	
項目	法人代理店の従たる事務所の設置			
意見・要望等の内容	・銀行の法人代理店に従たる事務所の設置を要望。			
関係法令	平成 11 年 4 月 1 日金融監督庁告示第 10 号	共管	なし	
制度の概要	・現行の法人代理店制度では、復代理店及び代理店の支店を設置することはできないこととされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 68 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)ア 】 銀行の法人代理店に係る店舗規制 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)			
(説明)	銀行の店舗の認可制度の在り方と併せ、代理店の認可制度の趣旨を踏まえつつ、検討を行っているところである。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、信金協会、信組協会
項目	異業種の現金自動設備利用による預金の引出し		
意見・要望等の内容	・異業種の現金自動設備利用による預金の引出しを可能とする。		
関係法令	銀行法第8条	共管	なし
制度の概要	・ノンバンク等異業種の現金自動設備のうち、銀行が占有管理していないものについては、銀行の支店その他の営業所に該当しないことから、銀行預金を引き出すのに利用することができない。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 69 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 2(3)ア 】 ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し 利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。(検討・結論、平成13年度)		
(説明)	<p>利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるよう所要の措置を講ずるための検討を行っているところである。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課		



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、 信金協会、 信組協会
項目	銀行の子会社等における保険代理店業務の解禁		
意見・要望等の 内容	・ 銀行本体等における保険商品の販売解禁にあわせ、保険子会社を有しない銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。		
関係法令	銀行法第 16 条の 2 信用金庫法第 54 条の 15 協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 2	共管	なし
制度の概要	・ 保険子会社を有しない銀行の子会社等には、保険代理店業務が認められていない。		
中間公表資料 との関係	金融庁関係 70 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行の子会社等の業務範囲の拡大          利用者のニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。          また、保険代理店業務の追加の可能性について検討する。(検討、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<p>「銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、(中略)経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当」との金融審議会第一部会報告(平成 12 年 12 月 21 日)の趣旨を踏まえて検討する。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、 信連協会、生保協会
項目	従属業務子会社に係る規制緩和		
意見・要望等の 内容	<p>収入依存度、出資比率の緩和  収入依存度規制のない業務の拡大、CD 機保守・点検業務、計算業務、文書作成業務等  銀行持株会社の従属業務を営む子会社に係る収入依存度規制についても合わせて見直し</p>		
関係法令	・平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 44 号	共管	なし
制度の概要	<p>従属業務を営む子会社は、親銀行とグループ会社からの収入が 50%又は 90%に限定されている。また、従属業務を営む子会社は、親銀行が全額出資しなければならない。  CD 機保守・点検業務、計算業務、文書作成業務等については上記 の規制がかかっている。  銀行持株会社の従属業務を営む子会社も上記 同様、収入依存度規制がかかっている。</p>		
中間公表資料 との関係	金融庁関係 71 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>【 2(3)ア 】  従属子会社の収入依存度の規制緩和  子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。( 検討・結論、平成 13 年度 )</p>		
(説明)	<p>金融審議会第一部会報告(平成 12 年 12 月 21 日)における「銀行等の従属業務を行う子会社については、親銀行等の持株比率が 100%とされ、親銀行等への収入依存度が原則 90%以上とされているが、これらについては独占禁止法に係る規制緩和等を踏まえた見直しを検討することが適当である。」との趣旨を踏まえ検討を行っているところである。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、 生保協会、損保協会	
項目	従属業務と金融関連業務の兼営			
意見・要望等の 内容	・従属業務と金融関連業務の兼営禁止の見直し			
関係法令	銀行法第 16 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・従属業務を営む子会社と金融関連業務を営む子会社は別々に存在する必要がある			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 72 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: 第 151 回国会に関係 法案提出)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<b>【 2(3)ア 】</b> 従属業務と金融関連業務の兼営 子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という 点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営 することについて、所要の措置を講ずる。(第 151 回国会に関係法案提出)			
(説明)	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、 銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて所要の措置を講ずること とし、第 151 回国会に関係法案を提出した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地銀協、第二地銀協	
項目	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止			
意見・要望等の内容	・店舗外現金自動設備について、本届出を廃止又は四半期毎の事後提出あるいは届出不要とされる日数を延長する。			
関係法令	銀行法第 16 条 銀行法施行規則第 17 条	共管	なし	
制度の概要	・営業店等において臨時に業務の全部又は一部の休止又は再開するときは金融庁長官等に届け出なければならない(法定の銀行の休日に営業している営業所等において A T M等を 2 日以内で休止する場合、無人営業所等の業務を 1 日休止する場合を除く)			
中間公表資料との関係	金融庁関係 73 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)ア 】 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行う。(検討・結論、平成 13 年度)			
(説明)	顧客利便に与える影響や監督上の観点を踏まえ、検討を行っているところである。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地銀協	
項目	店舗の営業時間に係る規制の撤廃			
意見・要望等の内容	・店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃する			
関係法令	銀行法施行規則 16 条	共管	なし	
制度の概要	・銀行等(代理店を含む)の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。なお、銀行等の営業所の所在地または設置場所の特殊事情により、店頭掲示をした上で、営業時間を変更できることとされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 74 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>店舗の営業時間の規制は、銀行業務の高い公共性に鑑み、銀行における最低限の営業時間を確保することにより、利用者の利便性を確保するとの趣旨から制度上設けられているものであり、利用者の利便性の確保等の観点を踏まえつつ、今後慎重に検討を行う。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地銀協
項目	大口信用供与規制の見直し		
意見・要望等の内容	・金融商品の時価会計導入に伴い、規制の対象である株式や社債等は市況の動向により左右されることとなり、特定債務者に対する信用リスクを排除するという規制の目的が歪められる可能性があることから、本規制の在り方を見直しする。 (例えば規制の対象から株式・社債等を除外する)		
関係法令	銀行法第 13 条、銀行法施行令第 4 条 銀行法施行規則 14 条～第 14 条の 12	共管	なし
制度の概要	・銀行の同一人に対する信用供与等限度額は、連結の場合は自己資本の額の 40%、単体の場合は自己資本の額の 25%とされており、規制の対象となる信用供与等の範囲は、貸出金、債務の保証、出資、その他出資に類するものとされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 75 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>現行の大口信用供与規制は、「出資は貸出以上にリスクの高い信用供与形態とみることができ、また、銀行が出資の形で子会社に資金を投入することも可能であることから、現在対象とされている貸出及び債務保証に加え、出資も信用供与の範囲に加えることが適当である。」との平成 10 年 1 月 30 日銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書（金融制度調査会）の趣旨を踏まえ、平成 10 年 12 月施行の金融システム改革法により整備されたものであり、その導入の趣旨に鑑み措置困難。</p> <p>なお、今般の時価会計の導入に伴う大口信用供与等規則の取扱いに係る見直しに際しては、当面、現行の取扱いを維持することが適当との観点から、現行の低価法を採用した場合と同様、その他有価証券の評価益を信用供与等の額、自己資本の額とも不参入（評価損は参入（控除））する旨の府令を改正。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 総務課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地銀協	
項目	資金の貸付等を営む子会社等による不動産の賃貸			
意見・要望等の内容	・資金の貸付等を営む子会社等が、自己競落または代物弁済で取得した不動産を一般向けに賃貸することを可能とする。			
関係法令	銀行法 16 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・資金の貸付等を営む子会社等が、自己競落または代物弁済で取得した不動産を一般向けに賃貸することはできない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 76 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	銀行子会社による一般向け不動産業務は他業禁止の観点から認められていない。			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地銀協	
項目	代理店主の交代に伴う代理店の設置・廃止の届出事項化			
意見・要望等の内容	・代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止については認可事項であるが、届出事項とする。			
関係法令	銀行法第8条、銀行法施行規則第9条	共管	なし	
制度の概要	・代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止については認可事項である。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 77 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:第151回国会に関係法案を提出)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 2(3)ア 】 代理店主の交代に係る認可制度の見直し 代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。(第151回国会に関係法案提出)			
(説明)	代理店設置と廃止に関し、届出事項とすることとし、第151回国会に関係法案を提出した。			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第1課			



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地銀協
項目	店舗外 ATM に係る届出の一部廃止		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所のレイアウト変更工事等、所在地に変更のないものについては、店舗外 ATM の位置変更届けを不要とする。</li> <li>・また、営業時間を短縮した場合についても、店舗外 ATM の営業時間の変更届けを不要とする。</li> </ul>		
関係法令	銀行法施行規則第 35 条第 4 号 同第 7 号	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の設置もしくは位置の変更又は出張所の廃止をした場合、営業時間の変更をしようとする場合(午前 9 時から午後 3 時が確保されている場合を除く)、届出が必要。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 78 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)ア 】</p> <p>店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出 店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行う。(検討・結論、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所のレイアウト変更工事等、所在地に変更のない店舗外 ATM の位置変更は不要である。</li> <li>・営業時間の規制は、顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、検討を行っているところである。</li> </ul>		
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	地銀協
項目	天災等による臨時休業に係る広告の見直し		
意見・要望等の内容	・天災等による臨時休業に係る広告を行う場合、早期に営業の再開ができ公告が事後報告的な意味しか持たないような一定の場合につき、公告を不要とする。		
関係法令	銀行法第 16 条	共管	なし
制度の概要	・銀行の営業所又は代理店の営業所において天災その他やむを得ない理由により臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合、公告を行う必要がある。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 79 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2 (3) ア 】 天災等による臨時休業に係る広告の見直し 天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講じる。(第 151 回国会に関係法案提出)		
(説明)	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から所要の措置を講ずることとし、第 151 回国会に関係法案を提出した。		
担当局課室名	総務企画局 信用課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	第二地銀協	
項目	銀行本体の業務範囲の見直し（地公体の業務の代行・取次、チャリティを目的として行う物品販売、商品券・チケット等の販売、宅配便の受付・取次等）			
意見・要望等の内容	・ 顧客の利便性の向上または住民福祉に資し、リスクをほとんど生じない以下の業務は銀行本体で行うことを可能とする。			
関係法令	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条	共管	なし	
制度の概要	・ 上記の業務については銀行にとっての他業であり、営むことができない業務である。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 80 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)  銀行は、銀行法第 10 条により業務範囲が限定されており、物品販売業又はそれに類似の行為を業として営むことは、銀行の業務範囲を逸脱することになり、同法第 12 条（他業禁止）の規定からも認められない。				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇、地銀協、第二地銀協、リース事業協会	
項目	銀行の子会社等におけるファイナンスリース以外のリース業務の取扱い			
意見・要望等の内容	・銀行の子会社等におけるファイナンスリース以外のリース業務の取扱いの明確化			
関係法令	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 11 号	共管	なし	
制度の概要	・銀行の子会社等に該当するリース会社については、その業務範囲を金融取引に類似するものに限定する趣旨から、ファイナンス・リースのみを行い得ることとされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 81 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)ア 】</p> <p>銀行の子会社等の業務範囲の拡大 利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)</p> <p>また、保険代理店業務の追加の可能性について検討する。(検討、平成 13 年度)</p>			
(説明)	<p>「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえ、検討を行っているところである。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	規制改革委員会	
項目	信託会社の在り方			
意見・要望等の内容	・ 信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について平成 13 年度より検討を開始すべきである。			
関係法令	信託業法	共管	なし	
制度の概要	・ 信託会社は、信託業法(大正 11 年法律第 65 号)に基づき、金融再生委員会の免許を受けて信託業を営む株式会社である(同法第 1 条、第 2 条)が、信託業法は大正 11 年の施行以来、信託会社の在り方について見直しがなされておらず、信託会社の免許基準や行為規制などが定められていない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 82 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)オ 】 信託会社の在り方 信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討を開始する。( 検討、平成 13 年度 )			
(説明)				
<p>信託会社の在り方については、規制改革委員会の見解において示されているように、信託業務に関するこれまでの規制緩和等の実施状況を踏まえて検討する必要がある。今般、普通銀行等本体での信託業務の兼営を認めることとしたところであり、その実施状況等を勘案した上で、信託会社の在り方についての取扱いを検討することとしたい。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	信託協会
項目	信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請（銀行法）を撤廃		
意見・要望等の内容	・ 信託銀行が元本補てんのない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認申請（銀行法）を撤廃すること		
関係法令	銀行法 16 条の 3、同 2 条 9 項 事務ガイドライン 1 - 5 - 1 ( 2 )	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>元本補てんのない信託勘定で保有する議決権のある株式（1年超保有）については、元本補てんのある信託勘定で保有する議決権のある株式及び銀行勘定で保有する議決権のある株式を合算して 5 % を超える場合には、承認申請により保有することができる。（事実上、毎年申請）</li> <li>本来の趣旨は、銀行経営の健全性確保、銀行子会社の業務範囲制限の逸脱防止</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 83 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2 ( 3 ) ア a 】</p> <p>信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定（銀行法）については、</p> <p>i ) 銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について検討する。（検討、13 年度）</p> <p>）また、当該承認制度に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13 年中に結論を得る。（検討・結論、平成 13 年度）</p>		
(説明)	<p>銀行グループによる一般事業会社の株式等の取得・所有の規制（上限 5 %）については、銀行経営の健全性確保の観点から他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の業務範囲制限が逸脱されることを回避するためにその上限が設けられているところ。本件承認規定はその例外を認めるために必要な規定である。</p> <p>なお、本規制による事務負担については、その軽減のための方策について検討を行い、本年中に結論を得ることとしたい。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 銀行第 1 課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	都銀懇話会、損害保険労働組合 連合会、厚生年金基金連合会、 第二地方銀行協会、 シティバンク、エヌ・エイ在日 支店 6 信託銀行、野村証券	
項目	普通銀行等への信託業務の解禁等			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通銀行及び外国銀行在日支店に信託業務の兼営の認可を取得する。</li> <li>・信託銀行子会社の業務範囲に、処分型不動産信託及び併営業務を追加し、ファイアウォール規制を撤廃する。</li> <li>・信託代理店の業務範囲に、不動産仲介業務、遺言信託業務及び証券代行業務を追加する。</li> </ul>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託業法 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律及び同施行令</li> <li>・金融庁事務ガイドライン</li> </ul>	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通銀行、農林中央金庫及び外国銀行支店での信託業務は、地域金融機関を除いては認められていない。</li> <li>・信託銀行子会社においては、処分型不動産信託及び兼営業務への参入が認められておらず、親銀行との間にファイアウォール規制が設けられている。</li> <li>・信託代理店の業務範囲は、信託業法第 4 条に基づく信託業務の代理とされている。</li> </ul>			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 84 頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>(実施(予定)時期：第 151 回国会に関係 法案を提出)</p> <p>【 2(3)ア 】 銀行の信託業務への参入 普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。(第 151 回国会に関係法案提出)</p> <p>【 2(3)イ i 】 農林中央金庫に係る規制 信託業務を行うことを認める。(第 151 回国会に関係法案提出)</p>			
(説明)	<p>普通銀行等への信託業務の解禁等については、信託業務における競争を促進する観点から、都市銀行、長期信用銀行及び農林中央金庫本体での信託業務（不動産仲介業務等を除く。）への参入を認める、信託銀行子会社及び地域金融機関並びに信託代理店についても同様の業務を認めることとし、第 151 回国会に関係法案を提出した。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	銀行口座開設時における電子認証制度等を用いた本人確認の実現			
意見・要望等の内容	・銀行口座開設時の本人確認において、電子認証制度等を用いた本人確認の方法も認めるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	・銀行口座開設時の本人確認については、マネー・ローンダリング防止の観点から金融庁より全銀協に要請を行い、これを受けて全銀協の自主ガイドラインが、具体的な方法として公的または他の信頼できる証明書類等に基づく本人確認を行う旨定めている。(なお、現在の全銀協自主ガイドラインは電子認証制度について言及していない。)			
中間公表資料との関係	金融庁関係 85 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明) 金融活動作業部会 ( F A T F : Financial Action Task Force ) の「40の勧告」を受け、金融庁はマネー・ローンダリングを防止するため金融機関等に対し顧客の本人確認を要請している。 銀行口座開設時の本人確認の具体的な方法については、全銀協が自主ルールを定めている。金融庁としては、本人確認の実質が確保されることが重要であると考えており、具体的な本人確認方法を限定して要請しているものではない。				
担当局課室名	総務企画局 総務課特定金融情報室			



分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	(社)全国信用金庫協会 信 金 中 央 金 庫	
項目	信金法又は証取法の規定により認可又は登録を得て行う証券業務については、その定款及び方法書の変更認可は不要とする。			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信金法又は証取法の規定により認可又は登録を得て行う証券業務については、国債等公共債の窓口販売業務、ディーリング業務、取次業務以外の業務についても、定款・業務方法書の変更は認可不要とする。</li> <li>・具体的には、信金法施行規則第4条第1号のイ、ロ及びハを統合し「証券取引法第65条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」とする。</li> </ul>			
関係法令	信用金庫法施行規則第4条第1項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証取法上の認可又は登録を必要とする証券業務のうち、有価証券の私募の取扱い、特定目的会社が発行する特定社債等の窓口販売業務等については、信金法上、当該業務の取扱いにかかる定款・業務方法書の変更認可を要する。</li> </ul>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 86 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>証券業務については、証券業務によるリスクが金融業務に影響することを防止する必要性等から、信金法において申請金庫の財務状況等について確認した上で認可を行っているところであり、信金法上の業務認可にかからしめていない有価証券の私募の取扱い、特定目的会社が発行する特定社債等の窓口販売業務等について、定款及び業務方法書の変更認可を不要とすることは措置困難である。</p>			
担当局課室名	監督局 総務課 協同組織金融室			